

労働者協同組合労協センター事業団 一関地域福祉事業所 ケアホームなごみ
地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 労働者協同組合労協センター事業団一関地域福祉事業所が開設する「ケアホームなごみ」(以下「事業所」という。)が行う地域密着型通所介護の事業・介護予防・生活支援サービス事業(以下「事業」という。)は、職員が要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業を提供する事を目的とする。この運営規定は、事業所の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定めるものである。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援及び要介護状態の高齢者に対して、その有する能力に応じ、その居宅において自立した日常生活を営む事ができるように、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持・向上を図るとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為に、地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業を提供する。

(事業所の名称など)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 労働者協同組合労協センター事業団 一関地域福祉事業所 ケアホームなごみ
- 2 所在地 岩手県一関市赤荻字荻野 528 番 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、及び職務内容は次のとおりとする。

- 2 本事業所の職員は、他の職務と兼務することができる。又本事業の運営上、支障がない場合は、同一敷地内にある他の職務と兼務することができる。
 - (1) 管理者 常勤 1 名を配置する。
 - ①管理者は、本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。
 - ②管理者は、居宅サービス計画の内容に沿って、利用者に対する介護予防・生活支援サービス計画・通所介護計画の作成を行う。作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し同意を得、当該介護予防サービス支援計画・通所介護計画を利用者に交付する。また、その実施状況や評価について説明をします。
 - (2) 生活相談員 1 名以上を配置する。
 - ①生活相談員は、利用者等の相談、利用申込みに係る調整に当たるとともに、自らも、地域密着型通所介護・第 1 号通所事業の提供に当たる。
 - (3) 看護職員 1 名以上を配置する。
 - ① 看護職員は、看護師、准看護師の資格を有する者とする。
 - ② 看護職員は、地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業の提供に当たる中で、主に看護の提供に当たる。
 - (4) 介護職員 2 名以上を配置する。
 - ① 介護職員は、地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業の提供に当たる中で、主に介護の提供に当たる。
 - (5) 機能訓練指導員 1 名以上を配置する。
 - ① 機能訓練指導員は、看護師、准看護師の資格を有するものとするが、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、生活相談員又は介護職員が兼務できるものとする。

- ② 機能訓練指導員は、他の職員と共同して、利用者が日常生活やレクリエーション、行事を通じて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為、機能訓練の提供に当たる。
- 3 (2) (4) のうち、1名以上は常勤とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日～金曜日、及び祝日とする。

※但し、年末年始12月31日～1月3日、夏期8月の連続する平日3日間は除くものとする。

- 2 営業時間 8時00分から17時00分までとする。

- 3 サービス提供時間 9時00分から16時00分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、地域密着型通所介護事業所及び介護予防・生活支援サービス事業所合計で15名とする。

(地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業の内容)

第7条 地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- ①生活指導（相談援助等） ②介護サービス（移動、排泄、見守り介助等） ③介護の方法の指導
④健康状態の確認 ⑤食事の提供 ⑥送迎 ⑦入浴
⑧機能訓練を兼ねたレクリエーション

(利用料等その他の費用の額)

第8条 地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業のサービスを提供した際の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし当該地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業が法定代理受領サービスであるときは、その【1割・2割・3割】の額とする。

- 2 次条の通常事業の実施地域を越えて行う地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業に要した交通費及び食材費等は、次の額を実費徴収とする。

- ① 事業所から、おおよそ片道1kmにつき15円とする。

- ② 食費：650円

- ③ おむつ代：55円～215円（原則持参とする）

- ④ 上記の他、日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させる事が適当と認められる費用の実費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条 通常の実施地域は、一関市（旧一関市、旧花泉町に限る。）、平泉町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受ける為の権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は、賠償するものとする。

- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 職員は、地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第13条 指定地域密着型通所介護〔指定予防通所介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した予防通所事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村長の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護に関わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

(安全管理)

第15条 事業所は、地域密着型通所介護・介護予防・生活支援サービス事業を提供している間、利用者に危険が生じないよう安全に提供するように努めるとともにその管理体制を整備する。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、非常災害に際して、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、避難救出訓練の実施等万全の対策を講じる。

- 2 消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により、防火管理者を1名配置する。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。
- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともにその結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 3 虐待防止のための指針を整備する
 - 4 虐待を防止するための研修を定期的実施する。
 - 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(地域との連携など)

- 第18条 事業者は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という）を設置し、おおむね6ヶ月に一回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
 - 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(衛生管理)

- 第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

- 第20条 事業所は、職員の清潔の保持や健康状態の管理の為に、毎年1回は健康診断を受けさせる。
- 2 事業所の施設、食器その他の設備又は飲用水について衛生的な管理を行なう。
 - 3 事業所は、感染症の発生又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(その他運営についての重要事項)

- 第21条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修を設ける。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(就業環境の確保)

- 第22条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

※この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、労働者協同組合労協センター事業団と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 12 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 12 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 13 年 5 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 14 年 11 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 15 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 16 年 6 月 15 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 16 年 11 月 29 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 17 年 9 月 20 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 17 年 10 月 15 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 19 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 21 年 10 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 27 年 12 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し令和 5 年 7 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
この規程は、一部変更し令和 7 年 4 月 1 日から施行する。